

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-13)

政策 ^(※1) 名	政策13: 電波利用料財源による電波監視等の実施				担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等			作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 寺岡 秀礼			
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。				目標(値)	年度ごとの目標(値)			分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]: 近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					年度ごとの実績(値) ^(※2)				政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度	目標年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度						
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波監視の確実な実施	1	重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合 ＜アウトプット指標＞	84.8% (391件/461件)	令和元年度	85%	85%	85%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害に確実かつ早期に対応することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合を指標として設定 【参考】 重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合(重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ・令和元年度 84.8%(391件/461件) ・平成30年度 80.6%(332件/412件) ・平成29年度 82.6%(431件/522件)				
	総合無線局監視システムの安定的な運用	②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) ＜アウトカム指標＞	99.98%	令和元年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保 (各機能ごとの年間のシステム稼働時間率の平均)	令和4年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監視システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定 【参考】 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く。) 令和元年度実績 99.98% 平成30年度実績 99.99% 平成29年度実績 99.99%		
	電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	3	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 ＜アウトプット指標＞	7.4	令和元年度	7.5	令和4年度	7.5	7.5	7.5	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定 【参考】 令和元年度実績 7.4 平成30年度実績 7.6 平成29年度実績 7.3		
	電波の適正利用に関する理解度向上のための周知活動を実施	4	「電波教室」参加者アンケートにおいて、電波の適正利用について理解したという回答の割合	66%	令和元年度	70%	令和4年度	70%	70%	70%	電波の適正利用について理解度を客観的に評価するため、「電波教室」の参加者アンケートの質問項目「電波を正しく利用することの大切さがわかりましたか。」において、「よくわかった」と回答した割合を指標として設定 【参考】 令和元年度実績 66% 平成30年度実績 68% 平成29年度実績 71%		
							83.0% (356件/429件)	73% (217件/298件)	—				
							99.99% ((99.971+99.992+100.00)/3)	99.99% ((99.8+100+100)/3)	—				
							7.7	7.6	—				
							75%	74%	—				

電波有効利用技術の研究開発、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波資源拡大のための研究開発を実施	⑤	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7	令和 元年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0)	令和 4年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発を行うとともに、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定
	携帯電話の利用環境の整備を支援	6	道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合) ※平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)	84.1%	令和 元年度	88% (令和6年度までに90%)	令和 4年度	86%	87%	88%	携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用することが困難な地域が存在しており、昨今は、緊急時等における道路等の非居住エリアでの携帯電話利用ニーズが高まっていることから、当該エリアについて補助事業を実施することとしている。このため道路を含むメッシュのうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合を指標として設定した。
	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	7	光ファイバ未整備世帯(利用不可能世帯)の減少 <アウトカム指標>	約66万世帯	平成 30年度	約5万世帯	令和 9年度	約37万世帯	約17万世帯	—	本事業は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の用に供する無線局の開設に必要な光ファイバの整備を支援するものである。 居住世帯向け光ファイバの整備については、平成30年度末時点で世帯カバー率98.8%(未整備世帯約66万世帯)であったところ、当初は令和5年度末までに未整備世帯を約18万世帯まで減らすことを目標として、本事業により支援してきたところであるが、令和2年度補正予算において本事業の大幅な拡充がなされ、市町村等から申請のあった全ての地域において確実に整備を進めることとなった。この結果として、令和3年度末までに未整備世帯は約17万世帯を下回る見込みとなったことから、目標値を再設定した。なお、当初目標の設定根拠は、社会的便益が整備コストを下回る地域数を基に、当該地域数を世帯数に換算したものの(推計値)。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	電波の監視等に必要経費(平成5年度)	※5			1	※5	0116
(2)	総合無線局監理システムの構築と運用(平成5年度)	※5			2	※5	0117
(3)	総合無線局監理システムの制度改正等対応(平成5年度)	※5			2	※5	0118
(4)	電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)	※5			3	※5	0119
(5)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)	※5			6	※5	0120
(6)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)	※5			—	※5	0121
(7)	電波遮へい対策事業(トンネル等)(平成11年度)	※5			6	※5	0122
(8)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)	※5			4	※5	0123

(9)	電波資源拡大のための研究開発(平成17年度)		※5	5	※5	0124
(10)	周波数逼迫対策技術試験事務(平成8年度)		※5	-	※5	0125
(11)	無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務(平成21年度)		※5	-	※5	0126
(12)	周波数の国際協調利用促進事業(平成29年度)		※5	-	※5	0127
(13)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)		※5	-	※5	0128
(14)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業)(平成26年度)		※5	-	※5	0129
(15)	衛星放送用受信環境整備事業(平成29年度)		※5	-	※5	0130
(16)	公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)		※5	-	※5	0131
(17)	公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討(令和元年度)		※5	-	※5	0132
(18)	電波伝搬の観測・分析等の推進(令和元年度)		※5	-	※5	0133
(19)	無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)(令和元年度)		※5	7	※5	0134
(20)	無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)(令和元年度)		※5	-	※5	0135
(21)	IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築(令和元年度)		※5	-	※5	0136
(22)	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化(令和2年度)		※5	-	※5	0137
(23)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和2年度)		※5	-	※6	0138
(24)	電波の利用状況調査・公表(令和2年度)		※5	-	※5	0139
(25)	5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進(令和3年度)		※5	-	※5	0140
(26)	5G高度化等に向けた国際連携推進事業(令和3年度)		※5	-	※5	0141
(27)	電波法(昭和25年度)	-	-	-	1~7 電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。	

政策の予算額・執行額 (※3)	87,776百万円 (71,980百万円)	111,800百万円 (99,604百万円)	74,996百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画	令和4年 6月7日	V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
					デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 ① デジタルインフラの整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 (1) デジタルインフラの整備 (b) 光ファイバ整備
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) (前略) ポスト5G/Beyond5Gの2025年以降の社会実装と国際標準化に向けた取組(中略)を進める。
					デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 ⑥ 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (3) デジタル化を支えるインフラの整備 ① 光ファイバ、5Gインフラの整備等 (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 研究開発・実証の推進に関する具体的な施策 ① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照